

(その1)

収支報告書

会計	総勘	決算	転記		
⑤	⑤	⑤	⑤	0	0

令和5年分
開催分

(

(ふりがな)

しんほうゆうかい

1 政治団体の名称 新邦友会

2 主たる事務所の所在地 兵庫県尼崎市稲葉荘1-6-2

3 代表者の氏名

(姓)

(名)

室井

秀子

4 会計責任者の氏名

(姓)

(名)

藤生

賢哉

事務担当者の氏名

(姓)

(名)

藤生

賢哉

(電話) 03-6550-1122

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | の 規 定 に よ る 政 治 団 体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☒ そ の 他 の 政 治 団 体 |
| | ☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部 |

活動区域の区分

- | | |
|--|--------------------------------------|
| ☒ 2以上の都道府県の区域等 | ☐ 同一の都道府県の区域内 |
|--|--------------------------------------|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☒ 有 |
| ☐ 無 |
| 公 職 の 種 類 参議院議員 |
| (現職・候補者の別) (現職) |

資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)
室井 邦彦

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公 職 の 候 補 者 (姓) (名)
の 氏 名 室井 邦彦

公 職 の 種 類 参議院議員
(現職・候補者の別) (現職)

公 職 の 候 補 者 (姓) (名)
の 氏 名 (2人目)

公 職 の 種 類
(現職・候補者の別)

公 職 の 候 補 者 (姓) (名)
の 氏 名 (3人目)

公 職 の 種 類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

1347

102790



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	36,012,645
(前年からの繰越額)	24,012,579
(本年の収入額)	12,000,066
支 出 総 額	7,408,160
翌年への繰越額	28,604,485

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	12,000,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	12,000,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	12,000,000	

(その6)

[illegible][illegible]

← 1件10万円未満のその他の収入については、
上記の表には記載せず、合算してこの欄に
記載してください。

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	日本維新の会参議院比例区第5-3支部 日本維新の会参議院比例区第5-3支部	10,000,000	R5/4/1	兵庫県尼崎市東難波町5-7-17 中央ビル1F	室井邦彦	
2	日本維新の会 国会議員団	1,000,000	R5/6/30	東京都千代田区永田町2-17-3 -503	馬場伸幸	
3	日本維新の会 国会議員団	1,000,000	R5/12/8	東京都千代田区永田町2-17-3 -503	馬場伸幸	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 寄 附		0				
合 計		12,000,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	4,600,000	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	360,720	0	
小 計	4,960,720	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	2,447,440	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	2,447,440	0	
合 計	7,408,160		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所1月分賃料	25,000	R5/1/4	日本維新の会参議院比例区第53支部	兵庫県尼崎市東難波町5-7-17中央ビル1F	
2	事務所2月分賃料	25,000	R5/2/1	日本維新の会参議院比例区第53支部	兵庫県尼崎市東難波町5-7-17中央ビル1F	
3	事務所3月分賃料	25,000	R5/3/1	日本維新の会参議院比例区第53支部	兵庫県尼崎市東難波町5-7-17中央ビル1F	
4	事務所4月分賃料	25,000	R5/4/3	日本維新の会参議院比例区第53支部	兵庫県尼崎市東難波町5-7-17中央ビル1F	
5	事務所5月分賃料	25,000	R5/5/1	日本維新の会参議院比例区第53支部	兵庫県尼崎市東難波町5-7-17中央ビル1F	
6	事務所6月分賃料	25,000	R5/6/1	日本維新の会参議院比例区第53支部	兵庫県尼崎市東難波町5-7-17中央ビル1F	
7	事務所7月分賃料	25,000	R5/7/3	日本維新の会参議院比例区第53支部	兵庫県尼崎市東難波町5-7-17中央ビル1F	
8	事務所8月分賃料	25,000	R5/8/1	日本維新の会参議院比例区第53支部	兵庫県尼崎市東難波町5-7-17中央ビル1F	
9	事務所9月分賃料	25,000	R5/9/1	日本維新の会参議院比例区第53支部	兵庫県尼崎市東難波町5-7-17中央ビル1F	
10	事務所10月分賃料	25,000	R5/10/2	日本維新の会参議院比例区第53支部	兵庫県尼崎市東難波町5-7-17中央ビル1F	
11	事務所11月分賃料	25,000	R5/11/1	日本維新の会参議院比例区第53支部	兵庫県尼崎市東難波町5-7-17中央ビル1F	
12	事務所12月分賃料	25,000	R5/12/1	日本維新の会参議院比例区第53支部	兵庫県尼崎市東難波町5-7-17中央ビル1F	
13	監査量	55,000	R5/3/1	東本武司税理士事務所	兵庫県尼崎市稲葉荘1-7-21	
14						
15						
	その他の支出	5,720				
	合 計	360,720				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	寄附金 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	寄附金	30,000	R5/1/4	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号	
2	寄付金	355,440	R5/1/4	室邦邦彦後援会	兵庫県尼崎市東難波町5-7-17中央ビル1F	
3	寄附金	30,000	R5/2/1	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号	
4	寄付金	132,000	R5/2/14	室邦邦彦後援会	兵庫県尼崎市東難波町5-7-17中央ビル1F	
5	寄附金	30,000	R5/3/1	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号	
6	寄附金	200,000	R5/3/28	小山裕久後援会	兵庫県三田市ゆりのき台6丁目34-22	
7	寄附金	200,000	R5/3/28	斉藤なおひろ後援会	兵庫県川西市花屋敷1-3-2-401	
8	寄附金	200,000	R5/3/29	つばきよしこ後援会	兵庫県加古川市加古川町大野1419-29	
9	寄附金	30,000	R5/4/3	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号	
10	寄附金	200,000	R5/4/3	池田みつたか後援会	兵庫県宝塚市山本丸橋3丁目2-7-305	
11	寄附金	200,000	R5/4/18	外海開三事務所	兵庫県神戸市東灘区西岡本6丁目5番29-402号	
12	寄附金	30,000	R5/5/1	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号	
13	寄附金	200,000	R5/5/1	門隆志後援会	兵庫県宝塚市山本南2-11-16-202	
14	寄附金	30,000	R5/6/1	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号	
15	寄附金	30,000	R5/7/3	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号	
16	寄附金	30,000	R5/8/1	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号	
17	寄附金	200,000	R5/8/1	松尾充広後援会	兵庫県神戸市西区竹の台5丁目2-10	
18	寄附金	200,000	R5/8/1	松尾稔枝後援会	兵庫県神戸市西区竹の台5丁目2-10	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
					寄附金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
19	寄附金	30,000	R5/9/1	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号	
20	寄附金	30,000	R5/10/2	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号	
21	寄附金	30,000	R5/11/1	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号	
22	寄附金	30,000	R5/12/1	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号	
23						
そ の 他 の 支 出		0				
合 計		2,447,440				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 2月 29日

政治団体の名称 新邦友会

会計責任者の氏名 藤生 賢哉



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和6年2月29日

新邦友会

代表 室井 秀子 殿

登録政治資金監査人

東本武司



登録番号

第 3778 号

研修終了年月日

平成22年10月22日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、新邦友会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、新邦友会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

新邦友会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、新邦友会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上